

全高長 第 9 号

平成 29 年 4 月 4 日

公益財団法人 日本高等教育評価機構
理事長 黒田 壽二 様

全国高等学校長協会
会長 宮本 久也
(公印省略)

大学および短期大学機関別認証評価「実施大綱」「評価基準」に対する意見

貴機構が取りまとめた大学および短期大学機関別認証評価「実施大綱」「評価基準」に対して、下記の通り意見を述べます。

記

まず大きな方向性として、評価システムについて「ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを起点とする内部質保証制度を重視した評価制度への転換を行う」との内容は、今までの評価内容よりも「大学の存在価値」により踏み込んだ内容となることが期待されることから、その改訂の趣旨に賛同するものである。

アドミッション・ポリシーにおいては、特にAO入試等において、エントリー登録を名目に大学入学者選抜実施要項に反する実質的な早期入試が常態化しているような大学等も少なからず存在し、高等学校の教育活動への影響も危惧されている。このようなアドミッション・ポリシーの在り方が問われるような現実に対して、エントリー登録を禁止し、それに違反した場合には評価を大幅に減ずる等の措置により、正当な手段によるAO入試を実施している大学等を相対的に高く評価する制度運用を実施する必要があると考える。

ディプロマ・ポリシーにおいては、単位不認定や退学の率をどのように評価するかが課題となると考えられる。具体的には、ある大学の単位修得率が低い原因が勉学を疎かにする学生が多いことによるものなのか、教授する側が学生に対してより高度な勉学を要求したことによるものなのかの判定が、結果の

数字のみでは難しいという現実をどのように解決するかが問われることになる。

これらの内、高度な勉学を学生に要求した結果の単位不認定率の上昇について、欧米においては大学等への入退学を繰り返すことを必ずしもマイナス要因としては捉えない社会文化が存在すると聞き及ぶところであり、産業界を含め日本の社会においても同様な文化形成が必要であると考え。このことが、ディプロマ・ポリシーの充実に効果を及ぼす一つの要因になると考える。

次に評価の公平性、客観性について述べる。

「実施大綱」には、「まず大学が自己点検・評価を実施することで自己点検評価書を作成し、大学外の有識者を加えた大学評価判定委員会で評価の客観性、社会的妥当性を確保する」と記載されている。この「大学外の有識者」の選定方法が不明であるが、大学外有識者委員を過半数とし、より客観的な評価が可能となるような体制作りが必要である。また評価内容の内、カリキュラム・ポリシーへの評価に関しては、在学している学生からの評価等の反映も必要なのではないかと考える。

「実施大綱」では、大学が行う自己点検・評価の後に「評価機構の評価チームが書面調査や実地調査を行う」とされているが、正確な判定を実施するためには、実地調査の方法や程度の設定が重要な事項となる。旧大綱にあった「このことは、評価機構が直接大学に立ち入って点検調査し、評価を行うことを意味するものではなく」の文言は削除されたが、新「実施大綱」下において「直接大学に立ち入って点検調査し、評価を行うこと」が可能であるか否かについては明確な記載が見られない。「信頼性の高い評価」を行うためには、例えば初等・中等教育学校の多くで現在実施されている業績評価制度のように、評価員が大学内の各講義の場で傍聴し、講義内容を評価することが可能となるような厳密な評価手段の設定が必要である。